

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

99.4.8 No. 4946.

木更津支区長の不当労働行為が断罪される！

JR東日本は無法会社である。
「労働委員会は左翼学者が歎
章欲しさにやっている」との社
長見解の下、（地労委→中労委
→地裁→高裁→最高裁の）「五
審制」と嘘つき、御用組合・革
馬ルJR総連を手先に、現場長
や助役などの下級職制を「組合
員」をカタる実行行為者として、
国鉄・JR労働運動絶滅のため
の不当労働行為を、繰り返し強
行してきたことは誰でも知って
いる。

千葉地方労働委員会は、三月三一日付で、木更津支区長が配
転と転換教育を条件に動労千葉の組合員を脱退させ、JR東労
に加入させた事件に対し、明確に不当労働行為であることを
認定する命令を発出した。明確な勝利命令である。

現場長や助役などの職制が、「JR東労の組合員である」「こ
とをカタリ、そのことを隠れ蓑に不当労働行為を繰り返してき
たことが、この地労委命令でハッキリと断罪されたのである。

千葉地労委勝利命令勝ち取る！

木更津支区長・小関（当時）
が動労千葉組合員・保田に対し
て、「動労千葉を脱退してJR
東労に加入しなければ、転換教
育も受けられないし、希望地・
習志野運輸区への転勤もできな
い」として脱退を勧めた事実は、
「小関の行為は（JR東日本会
社が主張するような）東労組
組合員の行為としてではなく、
会社の意を体した支区長の行
為として考えるべきもの」
であり、

(2) 「（会社の行為は）労働組
合法第七条第三号に該当する
不當労働行為である」と認定され、
「被申立人東日本旅客鉄道株
式会社は、千葉支社の管理職等
をして、申立人国鉄千葉動力車
労働組合員に対し、利益誘導を
もって申立人組合からの脱退を
勧奨させるような行為をしては
ならない」と命令されたのである。

現場長や助役の不当労働行為弾劾！

今回の地労委命令は、この無
法会社・JR東日本の、不当労
働行為強行の実態的骨格を直撃
するものとなっている。

われわれがJR東日本の執拗
な攻撃をはね返し、今日の情勢
下で、99「生活防衛」春闘を
二波のストライキで闘い抜く地
平を切り拓きつつ、この勝利命
令を勝ち取ったことの意義は絶
対である。

われわれは、この勝利命令を
起点にさらに闘いを前進させな
ければならない。

JR東日本に対して、この地
労委命令の履行を求める闘いを
強化することを通して、強権的
労務管理をはね返し、運転保安
を確立して行こう！

一方、JR東日本はこの十余
年を、業務も安全も度外視した
不當労働行為にウツツを抜かし
てきた当然の結果として、列車
の運行も満足にできない、連日
ダイヤが乱れ、放しの状況にた
たき込まれている。

さらに闘いを前進させよう！

選挙闘争は文字通り終盤戦だ
船橋・中江
勝浦・水野
両市議選の必勝へ向けて
総決起しよう！



中江（船橋）
水野（勝浦）

必勝へ



全てが
これから闘いできる
ひとりでも多く船橋へ
ひとりでも多く勝浦へ

二波の春闘ストの意義を引きつぎ、選挙闘争を勝利しよう！
選挙闘争を勝利し、ガイドライン・有事立法阻止へ！